

■重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

2013年10月1日以降補償開始契約用

2016年3月版

AIUのインターネット契約にて国内旅行傷害保険をご契約いただくお客さまへ

(必ずお読みください。！印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。)

契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。本ページを印刷していただき、ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、[保険の約款](#)、[商品概要](#)にてご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この商品は、国内旅行の旅行行程中(※)に被保険者(保険の対象となる方)がケガをされたときなどを主に補償する保険です。商品によって、被保険者の範囲や、保険の対象となる事故の範囲が異なります。補償内容など詳細につきましては「2. 補償の内容」にてご確認ください。

(※)「旅行行程中」とは、保険証券(契約証)記載の被保険者が国内旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に到着するまでをいいます。なお、保険期間(保険のご契約期間)が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

2. 補償の内容

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金

ご契約される保険の種類やセットされる特約により補償の内容が異なります。詳細は[保険約款](#)、[商品概要](#)にてご確認ください。

[!](2) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は[保険約款](#)、[商品概要](#)にてご確認ください。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転中の事故
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、暴動など
- ⑥ 核燃料物質などの有害な特性による事故
- ⑦ 頸部症候群(むちうち症)または腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- ⑨ ピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツ中の事故

・・・など

3. セットできる特約およびその概要

この保険にセットできる特約として「個人賠償責任」「携行品」「救援者費用」「臨時費用」「留守宅家財」をご用意しています。詳細は[保険約款](#)、[商品概要](#)にてご確認ください。

4. 保険期間について

実際にご契約いただくお客さまの保険期間(保険のご契約期間)につきましては、申込内容確認画面にてご確認ください。

5. 引受条件(保険金額など)

(1) 保険金額について

申込内容確認画面の保険金額(保険のご契約金額)をご確認ください。

(2) その他引受に関する条件について

① ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済をお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。（過去における保険金請求・受領の有無、保険金額の自社他社合算の合計額、旅行行程中の危険な運動の有無、観光および事務的な商談以外の旅行目的の有無などにより、ご希望のプランのお引受けができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。）

② 保険契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合、または被保険者が旅行出発日時時点で15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済と合算で傷害死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。

6. 保険料

保険料は、保険期間（保険のご契約期間）、保険金額（保険のご契約金額）などによって決定されます。また、実際にお客さまに払い込みいただく保険料につきましては、申込内容確認画面に表示されたものになりますので必ずご確認ください。

7. 保険料の払込み

保険料はクレジットカード一括払となります。お申込み時にインターネット上でクレジットカード情報を入力いただき、有効性が確認された時点で手続き完了（保険料領収）となります。ご契約後に契約内容の変更を行う場合には、ご契約内容の変更と同時に現金または銀行振込にて払い込みいただきます。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガなどに対しては保険金をお支払いできません。

8. 満期返れい金および配当金

「国内旅行傷害保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

[!]9. 解約時の返還保険料の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、残っている保険期間の保険料を解約時の返還保険料としてお支払いする場合があります。その際、ご契約者から書面による通知をいただいた日を、解約日とします。

計算式：（返還保険料）＝（契約時払込保険料）－（原保険期間開始日から解約日までの保険期間に相当する保険料）

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。本ページを印刷していただき、ご契約後も大切に保管ください。

この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）

当保険商品は、クーリングオフの対象ではありません。ご注意ください。

[!]2. 告知義務など

(1) 告知義務

① ご契約者や被保険者（保険の対象となる方）には、保険契約の締結に際し、保険会社が契約上重要であるとして回答を求めた事項（告知事項）に対し、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

ア. ご契約のお申込みにあたっては、他の傷害保険契約、過去における保険金請求・受領の有無、旅行行程中の危険な運動の有無などの告知事項についてお申込画面上でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか判断させていただきます。

イ. 他のご契約者との公平性を保つため、告知いただいた内容などによっては、新規・継続に関わらず、ご契約をお断りさせていただくことがあります。

ウ. 他の傷害保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。

（注）ここでいう「他の傷害保険」とは、他の国内旅行傷害保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険などの傷害保

険および同一の補償内容を提供する共済をいいます。

② 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には「告知義務違反」として契約を解除させていただきますことがあります。また、保険金などをお支払いできないことがあります。

③ 上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しております。

(2) 通知義務

ご契約者には、本契約の締結後に変更となった事項を「通知義務該当項目」としてご連絡いただくものではありませんが、保険証券記載の住所または通知先が変更となった場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡いただく必要がありますのでご注意ください。

3. 責任開始日について

(1) 保険責任は保険証券(契約証)に記載された保険期間の初日の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)以降で、旅行の目的をもって住居を出発した時から、開始します。

(2) 保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガなどに対しては保険金をお支払いできません。

[!]4. 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

保険金をお支払いできない主な場合については、以下をご確認ください。

- ・「契約概要のご説明 2.補償の内容(2)保険金をお支払いできない主な場合」
- ・「注意喚起情報のご説明 2.告知義務など(1)告知義務」
- ・「その他ご注意 2.ご契約後にご注意いただきたいこと(3)重大な事由による解除」

[!]5. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料の有無などについては、前記の『契約概要のご説明』「9. 解約時の返還保険料の有無」をご確認ください。

6. 保険会社破綻時の取扱い

(1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合などには、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

(2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返還保険料などは原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。なお、損害保険会社が破産手続き開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

7. 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の利用目的

弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のために利用します。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

(2) 個人情報の提供

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合

- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
- ④ 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合（同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合があります。）
- ⑤ 保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者など）に提供する場合
- ⑥ その他法令に根拠がある場合

(3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIU お問合せ窓口：電話 0120-336-112（通話料無料）

（受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）

弊社の個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

（URL：<http://www.aiu.co.jp>）

その他のご注意

1. お申込みの際、ご注意くださいこと

(1) 保険契約申込内容確認画面にて「申し込みます」ボタンをクリックされる前に下記事項をご確認ください。

保険契約申込内容確認画面に表示されていることに間違いはありませんか。

- ① 知っている事実を入力されなかったり、または事実と相違することを入力されていませんか。
- ② 死亡保険金受取人は法定相続人となります。

(2) 保険料は、ご契約と同時に払い込みください。

保険契約では、保険会社（代理店）が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっていますので、保険料は必ずご契約と同時に払い込みください。

(3) 保険金額（傷害死亡保険金額、後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などのご契約金額）の設定についてご注意ください。

ご契約の際、保険金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) この国内旅行傷害保険は、観光・商用（商談・事務的なもの）のみを対象としてお引き受けします。それ以外の旅行目的の場合はお引き受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(5) ピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合もお引き受けできません。

(6) ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険の約款およびこの説明書の内容を被保険者にご説明ください。

(7) 次の補償・特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複する場合、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

【個人賠償責任補償特約、携行品損害補償特約、救済者費用等補償特約など】

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

(1) 保険証券（契約証）の保管

保険証券（契約証）は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券（契約証）の表示内容および保険約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。

(2) 保険契約者の住所変更

ご契約後、保険契約者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。重要なお知らせがお届けできない場合がありますので、ご協力をお願いします。

(3) 重大な事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ①多重契約により被保険者（保険の対象となる方）の保険金額（ご契約金額）が著しく過大になる場合
- ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故などを起こした場合
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

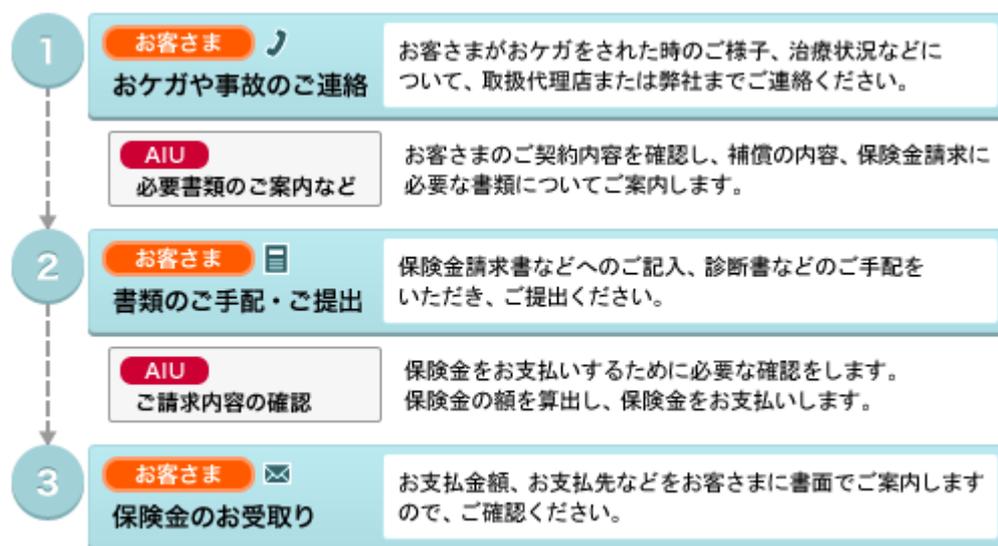
なお、この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。

(4) その他

- ①ご契約の約款は日本国の法律に準拠します。
- ②ご契約について係争が生じた場合は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

3. 事故が起きた場合

(1) 保険金のお支払いの流れ（事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。）



(2) 事故のご連絡

- ①事故が起きた場合は、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ②高度障害状態などの事情により、被保険者が保険金を請求できない場合は、所定の条件を満たす配偶者または親族などの方が被保険者の代理人として保険金の請求を行うことができます。ご契約時には、被保険者の代理人として保険金の請求手続きをされる可能性のあるご親族にご契約の存在とこの規定についてお伝えいただきますようお願いいたします。
- ③正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、弊社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(3) 弊社に相談いただきたいこと

賠償責任に対する補償(特約)については、賠償事故が発生した場合の示談につきましても必ず弊社にご相談ください。弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力を行うことができます。損害賠償金額の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、弊社は損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いします。

(4) 保険金のご請求とお支払いについて

保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類をご提出いただけます。保険金請求に必要な主な書類は次のとおりです。

お支払いする保険金の種類により異なりますので、事故のご連絡をいただいた後に詳しくご案内します。

① 保険金請求に必要な主な書類

各保険金共通	保険金請求書、発生状況報告書、保険契約証、公的機関や第三者の事故証明書など
死亡保険金	死亡診断書または死体検案書、除籍謄本／戸籍謄本、死亡保険金受取人の印鑑証明書など
後遺障害保険金	後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書、被保険者の印鑑証明書など
入院保険金、手術保険金、通院保険金など	後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書、入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類、治療費領収書または診療報酬明細書など

② 保険金のお支払い時期

①に記載する必要書類が揃った日（請求完了日）からその日を含めて30日以内に、ケガの程度や 保険金のお支払い対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、次の場合は30日を超える場合があります。

ア. 医療機関などの専門的な判断、後遺障害の認定、公的機関の調査結果など、外部の判断が必要な場合

イ. 保険金のお支払いに必要な調査に対し、妨害などがあった場合

③ 他に同様の補償をする保険契約がある場合のお支払方法

他に同一の事故に対して補償を受けられる保険契約（共済を含みます。）がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険契約により保険金が支払われるときは、その金額を損害・費用の額から差し引いて保険金をお支払いします。

(5) 保険金ご請求の期限（時効）

保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

お問合せ先

1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情 ○ この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。 ○ また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。	AIU インターネット旅行保険ダイヤル 電話 03-5611-5406（通話料無料） （受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 午前 9 時～午後 5 時）
2. 事故のご報告・保険金のご請求 この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店、または右記 AIU 事故受付センターまでご連絡ください。 （注）事故以外の各種お問合せは上記 1.へお願いします。	AIU 事故受付専用ダイヤル 電話 0120-04-1799（通話料無料） （受付時間：24 時間 365 日）
3. 弊社の契約する指定紛争解決機関 弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は右記ホームページをご覧ください。	保険オンブズマン 電話：03-5425-7963 （受付時間：午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時 土・日・祝日・年末年始等を除く） ホームページ： http://www.hoken-ombs.or.jp

IP 電話をご利用の場合、IP 電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

■インターネット契約サービスご利用上の注意点

・弊社の責によらない通信手段の障害、端末障害などにより、インターネットでの保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害

につきましては、弊社は責任を負いません。

- ・通信経路での盗聴などにより、保険契約情報、クレジットカード情報などが漏洩したために生じた損害につきましても、弊社は責任を負いません。

国内旅行傷害保険 ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本ページは、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくため、ご提案した保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、またご契約されるうえで特に重要な事項の欄に正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。ご確認後の提出は不要ですが、念のため本ページを印刷し、保管をお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がありましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- (1) 今回お申込みいただく保険契約は、国内旅行におけるケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを補償する保険です。以下の点でご契約者のご希望どおりの契約内容になっていることをご確認ください。ご希望通りの契約内容になっていない場合は、取扱代理店または弊社までお申し出ください。

- 主にご希望されている補償(主契約、セットしている特約を含みます)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。)
- 保険料

- (2) お申込内容の入力事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、入力漏れ、入力誤りがあった場合は「修正します」ボタンにて入力画面に戻り正しい内容を入力してください。

- 被保険者(保険の対象となる方)は正しくご入力いただきましたか？
- 旅行中に従事する職務がある場合、正しくご入力いただきましたか？
- 申込書の告知事項は正しくご入力いただきましたか？
- ・他の保険契約
- ・旅行中の危険な運動 など

団体契約ご案内資料

保険料割引制度のご案内 国内旅行傷害保険の割引制度について、以下のとおりご案内いたします。

【適用の条件】 20名以上の団体契約であることが適用の条件になります。被保険者数に対応する適用団体割引は下記の表のとおりです。

被保険者率	20～99名	100～499名	500～999名	1000名以上
団体割引率	5%	10%	15%	20%

※本割引制度は、企業包括契約・旅行業者が契約する包括契約・その他包括契約には適用できません。